

ほけんだより

田辺工業高校保健室
令和5年5月

感染症予防について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に移行されました。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による)

これからも状況に応じた感染症対策は必要です。自分で考えて行動できるようにしましょう。

- 手洗い
- 咳エチケット
- 適切な換気
- 登校前の健康観察（用紙の提出は不要）

引き続き
こころがけましょう



※登校前、体調が悪い場合は登校を控えましょう。

特に熱がある場合、咳がひどい場合などは、状態に応じて受診の判断をお願いします。



新型コロナウイルス感染症の出席停止措置について

学校保健安全法施行規則において、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止となります。感染が判明した場合は速やかに学校へ連絡してください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

- ※ 出席停止の用紙(保護者記入の罹患申出書)は、田辺工業高校のホームページから印刷できます。学校にも置いてありますので、必要な場合はお知らせください。
- ※ 添付書類として、受診したことが分かる書類(診療明細書や処方薬説明書等のコピー)が必要です。
- ※ 医療機関が発行する陰性証明書や治癒証明書等は必要ありません。

【注意点】

1. 無症状の感染者に対する出席停止の期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。
2. 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
3. 発症した日(症状が出現した日)を0日目として数えます。
4. 発症から10日を経過するまでは、罹患した生徒に対してはマスクの着用が推奨されています。
5. 何らかの理由により添付書類が提出できない場合は、学校までご相談ください。